

令和7年度 沖縄県盛土等規制検討委員会

規制区域指定進捗について

- ・ 各規制区域の抽出フロー
- ・ 規制区域ケーススタディ等 R6.12月
- ・ 規制区域（素案）基本的な考え方 R7.2月
- ・ 規制区域（素案）への市町村意見対応状況、修正状況 R7.2月、5月、6月

※規制区域（案）は、内容調整中のため、令和7年度基礎調査結果公表時に公表予定



宅地造成等工事規制区域

特定盛土等規制区域

① 市街地・集落等区域の抽出

- (1) 市街地・集落等の抽出
- (2) 市街地・集落等に隣接・近接する土地の区域の抽出

① 盛土等に伴う災害により居住者等の生命又は身体に危害を生ずるおそれの特に高い区域の抽出

- 市街地・集落等以外の保全対象を抽出の上、以下を実施
- (1) 盛土等の崩落により流出した土砂が、土石流となって溪流等を流下し、保全対象の存する土地の区域に到達することが想定される溪流等の上流域の抽出
 - (2) 盛土等の崩落により隣接・近接する保全対象の存する土地の区域（市街地・集落等を除く。）に土砂の流出が想定される区域の抽出
 - (3) その他の区域の抽出
土砂災害発生危険性の有する区域、過去に大災害が発生した区域等の抽出

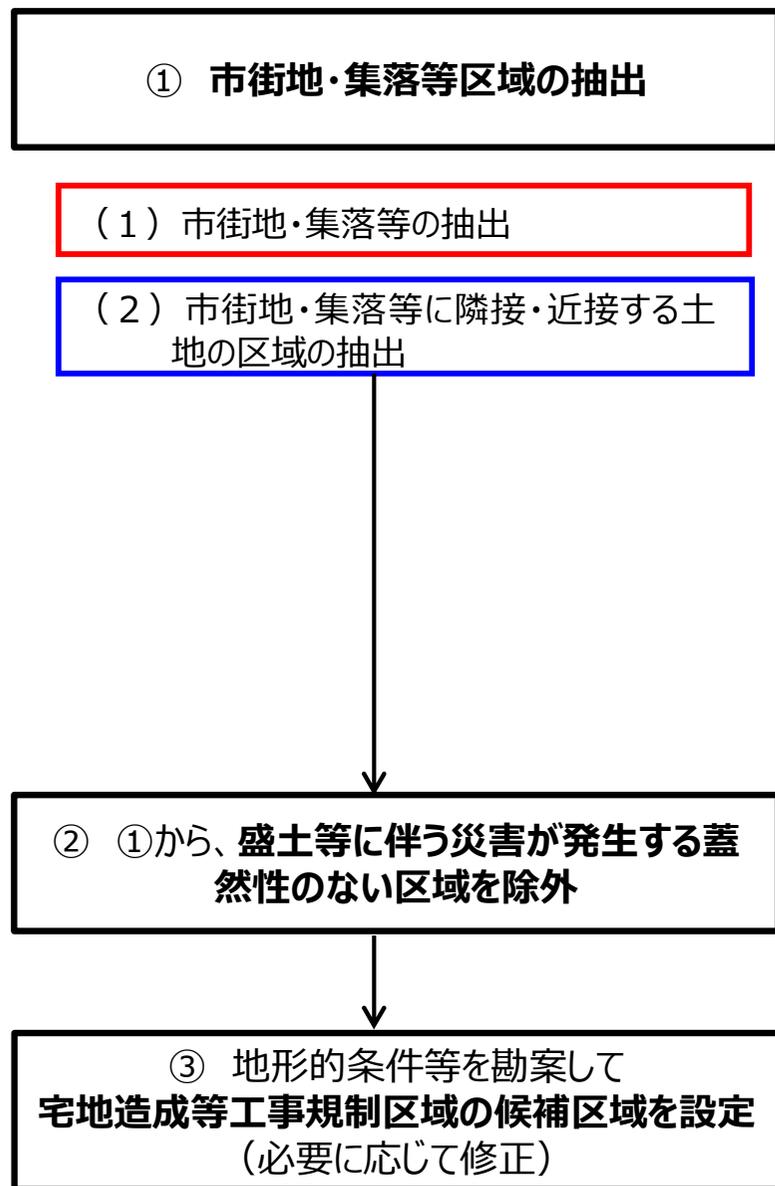
② ①から、盛土等に伴う災害が発生する蓋然性のない区域を除外

③ 地形的条件等を勘案して宅地造成等工事規制区域・特定盛土等規制区域の候補区域を設定 (各候補区域を比較し、必要に応じて修正)



➤ 宅地造成等工事規制区域の指定の対象とする区域は、次のいずれかに該当する区域（市街地等区域）のうち、盛土等に伴う災害が発生する蓋然性のない区域※¹を除く区域とする。

宅地造成等工事規制区域作成フロー



市街地等区域

- (1) 都市計画区域
- (2) 準都市計画区域
- (3) 地域開発計画等策定区域※²
- (4) 現に開発行為が行われている区域又は今後開発行為が行われると予想される区域
(必要に応じ既に開発行為が行われた区域を含む。)
- (5) 集落の区域
- (6) その他関係地方公共団体の長が必要と認める区域※³
- (7) (1) から (6) の区域に隣接・近接する土地の区域

※¹ 盛土等が行われている状況や、今後の盛土等が行われる可能性、盛土等に伴う災害の発生状況等を踏まえ、災害が発生するおそれのある盛土等が行われる蓋然性がないと判断される区域

※² 法令等に基づいているか否かを問わず、地域の総合計画、開発計画等が策定されている区域

※³ 都市計画区域又は準都市計画区域外における温泉地、観光地、別荘地等の市街地を想定



- 特定盛土等規制区域の指定の対象とする区域は、宅地造成等工事規制区域以外の土地の区域であって、次のいずれかに該当する区域（盛土等に伴う災害により居住者等の生命又は身体に危害を生ずるおそれが特に大きいと認められる区域）のうち、盛土等に伴う災害が発生する蓋然性のない区域を除く区域とする。

特定盛土等規制区域作成フロー

① 盛土等に伴う災害により居住者等の生命又は身体に危害を生ずるおそれの特に高い区域の抽出

- 市街地・集落等以外の**保全対象※1**を抽出の上、以下を実施
- (1) 盛土等の崩落により流出した土砂が、土石流となって溪流等を流下し、**保全対象※2**の存する土地の区域に到達することが想定される溪流等の上流域の抽出
 - (2) 盛土等の崩落により隣接・近接する**保全対象※1**の存する土地の区域（市街地・集落等を除く。）に土砂の流出が想定される区域の抽出
 - (3) その他の区域の抽出
土砂災害発生危険性を有する区域、過去に大災害が発生した区域等の抽出

② ①から、盛土等に伴う災害が発生する蓋然性のない区域を除外

③ 地形的条件等を勘案して特定盛土等規制区域の候補区域を設定（必要に応じて修正）

◀**保全対象※1**▶ ※宅地造成等工事規制区域の保全対象である市街地・集落等は除く

- ①人が居住し、又は活動を日常的に行う蓋然性の高い人家や施設等の存する土地
※市街地・集落等に含まれない人家や、商業施設、工場、公園・運動場、ゴルフ場、レジャー施設、山小屋、観光農園などを含む人が活動を日常的に行う農地等を想定
- ②人が日常的に往来する蓋然性の高い道路等の公共施設

主な道路の種類	概要
高速自動車道	全国的な自動車交通網の枢要部分を構成し、かつ、政治・経済・文化上特に重要な地域を連絡する道路その他国の利害に特に重大な関係を有する道路
一般国道	高速自動車国道とあわせて全国的な幹線道路網を構成し、かつ一定の法定要件に該当する道路
都道府県道	地方的な幹線道路網を構成し、かつ一定の法定要件に該当する道路
市町村道	市町村の区域内に存する道路
林道・農業用道路等	台帳等により管理されている道路（林道）、土地改良事業等により造成され、農道台帳により管理されている道路（農業用道路）等

③その他盛土等に伴う災害から人命を守るため保全する必要があるもの

- ※1 特定盛土等規制区域の保全対象
- ※2 宅地造成等工事規制区域、特定盛土等規制区域の保全対象